

ミサワホーム不動産は、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

---

## ミサワホーム不動産株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 1 月 1 日～平成 34 年 12 月 31 日までの 5 年間

### 2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を 30%以上にする

女性社員・・・取得率を 80%以上にする

#### <対策>

- 平成 30 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、全社員を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知

目標 2：全社員を対象に、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を行う

#### <対策>

- 平成 30 年 4 月～ 年次有給休暇取得促進につながる制度の導入を目指す